事前確認チェックシート

【電話確認】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　めぐろ青色申告会 ☎ 03-3713-1141

下記をお手元に準備の上、ご予約の時間に申請者本人(個人事業者)がお電話ください

①本チェックシート（事前に内容をご確認ください）

②取得した申請ＩＤと登録した電話番号の分かるもの

③申請者（個人事業者）が自署した「宣誓・同意書」

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/assets/files/m_sensei_doui.pdf>

●給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認します

「はい」の場合は、☑を入れてください

 　　① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の**

**自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が５０％以上減少しな**

**ければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、月次支援金の給付要件を満た**

**さない**ことを認識していますか？

　　 ② **前年又は、前々年の同月比で売上が５０％以上減少したとしても**、緊急事態措置又はまん延防止等

重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、**

**月次支援金の給付要件を満たさない**ことを認識していますか？

（補足）

・月次支援金の趣旨・目的に基づき、**売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認**

**される事業収入が減少していることが必要**であることに加えて、事業活動に季節性があるケース

（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない**

**時期を対象月として緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわ**

**けではないにも関わらず給付を申請する場合**、**売上計上基準の変更や顧客との取引時期調整によ**

**り対象月の売上が減少している場合**や法人成り又は事業継承の直後など、**（緊急事態措置又はまん**

**延防止等重点措置とは関係なく）単に営業日数が少ない**ことにより、対象月の売上が５０％以上減

少している場合は、**給付要件を満たさない**。

　　 ③ **事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、月次支援金の給付対象ではない**こ

とを認識していますか？

　　 ④ 月次支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又は

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には**７年**

**間保存する義務**及び**中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務**があるこ

とを認識していますか？

 　　⑤**「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払い対象となっ**

**ている事業者」、**「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗

教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は**給付対象外**であることを認識していますか？

　　 ⑥ **今後、事業を継続する意思を持っていない場合や、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月**

**以降に継続的に行っていない**場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、**給付要件を満たさ**

**ない**ことを認識していますか？

 ⑦ 個人事業者等本人が**宣誓・同意書を全て読んだ上で自署**しましたか？

⑧ 一時支援金又は月次支援金の給付の申請について、**いずれかの申請が不給付**となった場合には、**全**

**ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負う**などすることを認

識していますか？

　　 ⑨ 月次支援金の**不正受給又は無資格受給**を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場

合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、全ての一時支援金及び月次

支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額

に**延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務**を負うことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得る

ことを認識していますか？

●誤りなく、正しく申請するため申請前に、経済産業省のホームページに掲

載されている「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る

月次支援金の詳細について」という資料を全て読みました。

＊「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について」

[**https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\_shien/pdf/getsujishien.pdf?0611**](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/getsujishien.pdf?0611)

**★月次支援金事務局 相談窓口** 【申請者専用】

・ TEL：0120-211-240 ・ IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

・ 8:30～19:00（土日・祝日含む全日）

【参考】

＊個人事業者が申請に必要な書類

<https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/leaflet.pdf?0616>